

時代の証言者

障害者団体との勉強会を重ねながら、今後どうすべきかを考え続けました。支援費制度では立ち行かないのは明らかなので、財政基盤のしっかりとした新しい仕組みを作るしかない。そこで生まれたのが、2006年にスタートした「障害者自立支援法」です。

▲自立支援法は05年7月に衆議院を通ったが、郵政解散で廃案に。国会に再提出され、10月に成立した▼

この基本設計が省内で描かれたのは04年8月、改革案ができたのは10月です。09年に私が郵便不正事件で逮捕された時、大阪地検

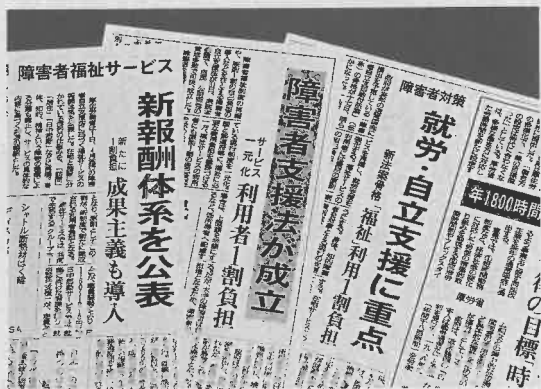
21 厚子 村木 官次郎の冤罪

障害者負担批判あつたが

特捜部は、厚生労働省が政治家経由の無理な案件を引き受けたのは、障害者自立支援法案を通じたかったからだとの筋書きを描いていました。でも、私が事業者から無理な頼みを受けたとされた04年2月は無論、証明書が作成された6月時点でも、法案はまだ影も形もなかったのです。

新しい制度を作るにあたり、絶対に欠かせないのが安定財源の確保でした。支援費の時と異なり、かかった費用の半分は必ず国が負担する仕組みにしました。当時は、予算を聖域なく見直すと言われた時期。水が低い所から高い所へ流れるような、そんなことを財務省が認めるはずがないと省内でも言われました。

なぜ国の負担を義務化できたのか。必要度に応じたサービス利用の基準を設け、利用者原則1割の自己負担を求めたからでした。もちろん、低所得者への配慮はしました。しかし、後に違憲訴訟が起きたほ



障害者自立支援法に関する当時の紙面

ど、1割負担導入への反発はすさまじかった。「息をするにも、排泄をするにも金がかかるのか」と言われました。「村木やめろ」。ビラがまかれ、国会では議員の先生方からも批判されました。「一生お金を払い続けるのか。生きていることに対するペナルティ(処罰)ではないか」。その言葉は否定できない気持ちもありました。

とはいえ、サービスを行うには誰かが負担する必要があります。規程を保つためには、一定の自己負担を設けるという考え方も合理的です。負担とは何か。公助や共

助とは何か。障害を持ちながら生きるとはどういうことか。自立とは何か。

みんなが満足する答えのない、難しい問題です。悩みましたが、迷いはありませんでした。既に壊れている制度を立て直すにはほかに道がなかった。予算の範囲内で限られた人しか利用できない制度より、一定の負担が生じてても多くの人が確実にサービスを使える方がよいと思った。

▲自立支援法は、支援費制度が対象にしていなかった精神障害者も含めた。就労支援の強化も打ち出した。市町村にサービス提供の責任も負わせた▼

仕事には理屈じゃないところがたくさんある。相手からの信頼感や納得感が、決断の重要な決め手になる時がある。実にいろいろなことを考えさせられた経験でした。

(編集委員 猪熊律子)